

返 戻 金 制 度 に つ い て

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還致します。

紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとする。

- ・入社後、3ヶ月以内の退職に退職した場合、紹介手数料の50%返金
- ・入社後、6ヶ月以内の退職に退職した場合、紹介手数料の10%返金

但し、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととする。

また、返戻金制度は有料職業紹介基本契約書もしくは個別契約書により別の定めをする場合があります。

※返戻金制度とは、求職者が当社の職業紹介を経て、一定期間以内に本人都合による退社または本人の責に基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した職業紹介手数料の一部を求人者へ返戻する制度その他これに準ずる制度のことです。